



栃木県公報

令和7(2025)年
3月25日(火)
号 外
第 11 号

目 次

規 則

○栃木県事務決裁及び委任規則の一部改正..... 1

規 則

栃木県規則第20号

栃木県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月25日

栃木県知事 福田 富一

栃木県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則

栃木県事務決裁及び委任規則（平成12年栃木県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
出先機関名	総括所長 補佐等	所部長	所課長	出先機関名	総括所長 補佐等	所部長	所課長
略				略			
農業振興事務 所	略	略	課長	農業振興事務 所	略	略	課長及び 所担当 リーダー
略				略			
土木事務所	略	略	課長	宇都宮土木事 務所、栃木土 木事務所及び 大田原土木事 務所	略	略	課長及び 所担当 リーダー
				鹿沼土木事務 所、日光土木 事務所、矢板 土木事務所、 烏山土木事務 所及び安足土 木事務所	次長	部長	課長
				真岡土木事務 所	次長	部長及び 所担当 リーダー	課長
略				略			

別表第2 2本庁関係特定事項(1)総合政策部イ市町村課の表6の項を次のように改める。

6 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく事務	1 第30条の38第4項及び第5項の規定による勧告及び命令			○			
	2 第30条の39第1項の規定に			○			

	よる報告の徴収及び立入検査						
3	第31条第1項及び第2項の規定による指導、報告の徴収、助言及び勧告			○			
4	第33条第2項の規定による決定			○			

別表第2 2本庁関係特定事項(2)経営管理部ア財政課の表1の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、別表第2 2本庁関係特定事項(2)経営管理部エ文書学事課の表2の項を次のように改める。

2 私立学校法（昭和24年法律第270号）に基づく事務	1 第15条の規定による承認			○			
	2 第24条第1項の規定による学校法人の寄附行為の認可（こども政策課の所掌に係るものを除く。3から5までにおいて同じ。）	○					
	3 第108条第3項（第152条第6項において準用する場合を含む。）の規定による学校法人の寄附行為の変更の認可			○			
	4 第109条第3項の規定による学校法人の解散の認可	○					
	5 第152条第6項において準用する第24条第1項の規定による専修学校又は各種学校のみを設置を目的とする法人の寄附行為の認可			○			
	6 第152条第6項において準用する第109条第3項の規定による専修学校又は各種学校のみを設置を目的とする法人の解散の認可			○			

別表第2 2本庁関係特定事項(4)保健福祉部ア保健福祉課の表7の項第13号中「第81条の2」の次に「及び第81条の3」を加え、同表8の項第1号中「第7条第2項第3号の規定による事業」を「第7条第2項の規定による事業（その他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業に限る。）」に改め、別表第2 2本庁関係特定事項(4)保健福祉部ウ高齢対策課の表1の項第11号中「第68条」を「第68条から第68条の4まで」に改め、同項第12号中「第69条第1項」を「第69条」に改め、同項中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号から第18号までを1号ずつ繰り上げ、同表5の項中「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に改め、同項第1号中「第7条」を「第9条」に改め、同項第2号中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改め、同表6の項を次のように改める。

6 高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づく事務	1 第37条第1項の規定による指定			○			
	2 第39条第1項（第45条において準用する場合を含む。）の規定による指定			○			
	3 第40条第1項（第45条において準用する場合を含む。）の規定による指定の取消し			○			
	4 第43条第1項（第45条において準用する場合を含む。）の規定による指定の取消し			○			
	5 第44条第1項の規定による			○			

指定

別表第 2 2 本庁関係特定事項(4)保健福祉部ウ高齢対策課の表18の項第 8 号から第23号までを次のように改める。

8 附則第11条第 1 項の規定による認定証の交付				○			
9 附則第11条第 2 項の規定による認定				○			
10 附則第11条第 4 項の規定による業務の停止等			○				
11 附則第12条第 1 項の規定による交付事務の委託				○			
12 附則第15条第 1 項の規定による登録				○			
13 附則第16条第 2 項の規定による登録の更新				○			
14 附則第18条、第19条第 1 項及び第20条の規定による届出の受理				○			
15 附則第21条の規定による適合命令			○				
16 附則第22条の規定による改善命令			○				
17 附則第23条の規定による登録の取消し等			○				
18 附則第24条の規定による公示				○			
19 附則第25条において準用する第19条の規定による報告の徴収				○			
20 附則第25条において準用する第20条第 1 項の規定による立入検査等				○			
21 附則第27条第 1 項の規定による登録				○			
22 附則第27条第 2 項において準用する第19条の規定による報告の徴収				○			
23 附則第27条第 2 項において準用する第20条第 1 項の規定による立入検査等				○			

別表第 2 2 本庁関係特定事項(4)保健福祉部エ健康増進課の表 2 の項第 2 号から第 8 号までを次のように改める。

2 第32条第 1 項の規定による勧告				○			
3 第32条第 2 項の規定による公表				○			
4 第32条第 3 項の規定による命令				○			
5 第38条第 1 項の規定による立入検査等				○			
6 第66条第 1 項の規定による勧告				○			
7 第66条第 2 項の規定による命令				○			
8 第66条第 4 項の規定による通知						○	

別表第 2 2 本庁関係特定事項(4)保健福祉部エ健康増進課の表 6 の項を削り、同表 7 の項中第20号を第21号とし、第19号を第20号とし、第18号を第19号とし、第17号の次に次の 1 号を加える。

18 第19条の22第 4 項の規定による				○			
-----------------------	--	--	--	---	--	--	--

小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施（登録者証の交付に係る認定事務に限る。）									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第2 2本庁関係特定事項(4)保健福祉部エ健康増進課の表中7の項を6の項とし、同表8の項中第20号を第21号とし、第19号を第20号とし、第18号を第19号とし、第17号の次に次の1号を加える。

18 第28条第2項の規定による指定難病要支援者証明事業の実施（登録者証の交付に係る認定事務に限る。）				○					
---	--	--	--	---	--	--	--	--	--

別表第2 2本庁関係特定事項(4)保健福祉部エ健康増進課の表中8の項を7の項とし、別表第2 2本庁関係特定事項(4)保健福祉部キ子ども政策課の表14の項第9号中「第18条第1項から第3号まで」を「第18条第1項及び第2項」に改め、同項第16号中「第30条第2項」を「第30条第3項」に改め、同表18の項を次のように改める。

18 私立学校法に基づく事務	1 第24条第1項の規定による学校法人（幼稚園又は幼保連携型認定子ども園のみの設置を目的とするものに限る。以下この項において同じ。）の寄附行為の認可				○				
	2 第108条第3項の規定による学校法人の寄附行為の変更の認可				○				
	3 第109条第3項の規定による学校法人の解散の認可				○				
	4 第136条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査				○				

別表第2 2本庁関係特定事項(4)保健福祉部キ子ども政策課の表中20の項を21の項とし、19の項の次に次のように加える。

20 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和6年法律第70号）に基づく事務	1 第6条第2項の規定による請求書の受理及び送付				○				
	2 第7条の規定による調査等				○				
	3 第24条の規定による周知、相談支援等				○				

別表第2 2本庁関係特定事項(4)保健福祉部ク医薬・生活衛生課の表16の項第3号中「第8条第1項及び第2項」を「第8条」に改め、同表28の項第11号中「許可」を「認可」に改め、同項第18号中「第31条第1項」を「第31条」に改め、同表38の項を次のように改める。

38 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）に基づく事務	1 第5条第1項の規定による免許（宇都宮市に係るものに限る。3において同じ。）				○				
	2 第6条第1項の規定による登録				○				
	3 第11条ただし書の規定による許可				○				
	4 第12条の6第1項の規定による免許の取消し又は栽培の中止命令				○				
	5 第22条の3第1項の規定による報告の徴収、立入検査及び物件の収去				○				

別表第2 2本庁関係特定事項(5)環境森林部エ自然環境課の表4の項第1号中「第15条の2第28項」を

「第15条の2第30項」に改め、同表中15の項を17の項とし、14の項を16の項とし、13の項の次に次のように加える。

14 栃木県水と緑の南摩の里設置及び管理条例（令和6年栃木県条例第39号）に基づく事務	1 第4条第1項及び第3項の規定による許可（栃木県水と緑の南摩の里アクティビティエリアに係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。）				○			
	2 第5条の規定による許可の取消し				○			
	3 第9条第2項及び第10条の規定による承認			○				
15 栃木県水と緑の南摩の里設置及び管理条例施行規則（令和7年栃木県規則第21号）に基づく事務	1 第2条の規定による利用期間及び利用時間の変更又は承認				○			

別表第2 2本庁関係特定事項(5)環境森林部才資源循環推進課の表1の項第8号中「9、11、12」を「9から12まで」に改め、同表5の項を次のように改める。

5 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例（平成10年栃木県条例第37号）に基づく事務	1 第5条の規定による土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する基本的かつ総合的な施策の策定			○				
	2 第16条第3号の規定による土壌の汚染のおそれがないことの認定				○			
	3 第30条第1項及び第2項の規定による区域の指定及び告示			○				

別表第2 2本庁関係特定事項(5)環境森林部才資源循環推進課の表6の項中「栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則」を「栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例施行規則」に改め、同表に次のように加える。

9 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく事務	1 第4条第1項の規定による基礎調査の実施（都市政策課の所掌に係るものを除く。2及び3において同じ。）				○			
	2 第4条第2項の規定による基礎調査の結果の通知及び公表				○			
	3 第8条第1項の規定による損失の補償				○			
	4 第20条第5項（第23条第3項において準用する場合を含む。）の規定による災害防止措置及び公告（第12条第1項の規定に違反して同項の許可を受けずに施行する工事に係るものに限る。5において同じ。）			○				
	5 第20条第6項（第23条第3項において準用する場合を含				○			

	む。)の規定による費用の負担に係る措置						
6	第39条第5項(第42条第3項において準用する場合を含む。)の規定による災害防止措置及び公告(第30条第1項の規定に違反して同項の許可を受けないで施行する工事に係るものに限る。7において同じ。)			○			
7	第39条第6項(第42条第3項において準用する場合を含む。)の規定による費用の負担に係る措置			○			

別表第2 2本庁関係特定事項(5)環境森林部キ森林整備課の表1の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第14号までを1号ずつ繰り上げ、別表第2 2本庁関係特定事項(6)産業労働観光部イ工業振興課の表4の項第1号中「第45条第2項」を「第169条第2項」に改め、同項第2号中「第47条の2第1項及び第2項」を「第173条第1項及び第2項」に改め、同表10の項第3号中「第6条第1項第5号ロ」を「第6条第1項第6号ロ」に改め、同表11の項第3号中「第32条の4第1項第5号ロ」を「第32条の4第1項第6号ロ」に改め、同項第6号中「第32条の13」を「第32条の13第1項」に改め、別表第2 2本庁関係特定事項(6)産業労働観光部ウ経営支援課の表3の項第5号中「第82条」を「第82条第1項」に改め、同表10の項中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」を「物資の流通の効率化に関する法律」に改め、同項第1号中「第4条第4項」を「第6条第4項」に改め、同項第2号中「第5条第1項及び第2項」を「第7条第1項及び第2項」に改め、同項第3号中「第7条第2項」を「第9条第2項」に改め、同項第4号中「第26条」を「第29条」に改め、別表第2 2本庁関係特定事項(7)農政部イ農村振興課の表10の項第2号中「第68条第5項」を「第68条第6項」に改め、同表中17の項を18の項とし、16の項を17の項とし、15の項を16の項とし、14の項の次に次のように加える。

15 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和63年法律第99号)に基づく事務	1 第5条第1項の規定による登録			○			
	2 第7条第2項、第8条及び第10条第1項の規定による届出の受理			○			
	3 第11条の規定による登録の抹消			○			
	4 第20条の規定による改善命令			○			
	5 第21条第1項の規定による登録の取消し等			○			
	6 第22条の規定による公表			○			
	7 第29条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査			○			

別表第2 2本庁関係特定事項(7)農政部オ生産振興課の表4の項第2号中「第4条第1項」を「第4条」に改め、同項第9号中「第13条第1項」を「第13条」に改め、同項第12号から第14号までを次のように改める。

12 第18条第1項の規定による認可			○			
13 第20条の規定による承認			○			
14 第21条第2項の規定による承認			○			

別表第2 2本庁関係特定事項(7)農政部オ生産振興課の表4の項第15号を削り、別表第2 2本庁関係特定事項(7)農政部カ畜産振興課の表4の項を次のように改める。

4 畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法	1 第7条第1項の規定による認定			○		
------------------------	------------------	--	--	---	--	--

律第183号)に基づく事務	2 第10条第1項の規定による指定				○				
	3 第13条第1項及び第2項の規定による指定の解除				○				

別表第2 2本庁関係特定事項(7)農政部キ農地整備課の表1の項第21号及び第25号中「緊急耐震工事計画」を「緊急防災工事計画」に改め、同項第34号中「第99条第4項、第5項及び第6項」を「第99条第4項から第6項まで」に改め、別表第2 2本庁関係特定事項(8)県土整備部ア監理課の表1の項中第42号を削り、第41号を第43号とし、第5号から第40号までを2号ずつ繰り下げ、同項第4号中「第24条の6第3項」を「第24条の7第3項」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号中「第19条の5」を「第19条の6第1項及び第2項」に改め、同号の次に次の2号を加える。

4 第19条の6第3項の規定による公表				○					
5 第19条の6第4項の規定による資料の報告等の要求				○					

別表第2 2本庁関係特定事項(8)県土整備部ア監理課の表3の項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号及び第5号を削り、第6号を第2号とし、第7号を第3号とし、第8号を削り、第9号を第4号とし、第10号を第5号とし、別表第2 2本庁関係特定事項(8)県土整備部ケ都市政策課の表16の項及び17の項を次のように改める。

16 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく事務	1 第4条第1項の規定による基礎調査の実施(第10条第1項、第26条第1項及び第45条第1項の規定による区域の指定に係るものに限る。2及び3において同じ。)				○				
	2 第4条第2項の規定による基礎調査の結果の通知及び公表				○				
	3 第8条第1項の規定による損失補償				○				
	4 第10条第1項の規定による区域の指定				○				
	5 第10条第2項(第45条第3項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取				○				
	6 第10条第4項(第45条第3項において準用する場合を含む。)の規定による公示及び通知				○				
	7 第12条第1項の規定による工事の許可(当該許可に係る申請面積が5ヘクタール以上のものに係るものに限る。)				○				
	8 第12条第1項の規定による工事の許可(当該許可に係る申請面積が5ヘクタール未満のものに係るものに限る。)				○				
	9 第12条第4項(第16条第3項において準用する場合を含む。)の規定による公表及び通知				○				

10	第15条第1項（第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定による工事の協議（当該協議に係る申請面積が5ヘクタール以上のものに係るものに限る。）			○				
11	第15条第1項（第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定による工事の協議（当該協議に係る申請面積が5ヘクタール未満のものに係るものに限る。）				○			
12	第16条第1項の規定による工事の計画の変更の許可（当該変更後の申請面積が5ヘクタール以上のものに係るものに限る。）			○				
13	第16条第1項の規定による工事の計画の変更の許可（当該許可に係る申請面積が5ヘクタール未満のものに係るものに限る。）				○			
14	第16条第2項の規定による軽微な変更の届出の受理				○			
15	第17条第1項の規定による工事完了の検査				○			
16	第17条第4項の規定による工事完了の確認				○			
17	第18条第1項の規定による工事の中間検査				○			
18	第19条第1項の規定による定期の報告の受理				○			
19	第20条第1項の規定による許可の取消し				○			
20	第20条第2項の規定による工事の施行の停止命令及び災害防止措置命令（第12条第1項の規定による許可を受けた工事に係るものに限る。21及び22において同じ。）				○			
21	第20条第3項の規定による土地の使用の禁止及び制限並びに災害防止措置命令				○			
22	第20条第4項の規定による工事の施行の停止命令及び作業の停止命令				○			
23	第20条第5項（第23条第3項において準用する場合を含む。）の規定による執行及び公告（資源循環推進課の所掌に係るものを除く。24におい				○			

	て同じ。)						
24	第20条第6項(第23条第3項において準用する場合を含む。)の規定による費用の負担に係る措置				○		
25	第21条第1項の規定による工事の届出の受理				○		
26	第21条第2項の規定による公表及び通知				○		
27	第21条第3項の規定による届出の受理				○		
28	第21条第4項の規定による届出の受理				○		
29	第22条第2項の規定による勧告(第12条第1項の規定による許可を受けた工事に係るものに限る。30から32までにおいて同じ。)				○		
30	第23条第1項及び第2項の規定による改善命令			○			
31	第24条第1項の規定による立入検査				○		
32	第25条の規定による報告の徴収					○	
33	第26条第1項の規定による区域の指定			○			
34	第26条第2項の規定による意見の聴取				○		
35	第26条第4項の規定による公示及び通知				○		
36	第27条第1項の規定による届出の受理				○		
37	第27条第2項(第28条第3項において準用する場合を含む。)の規定による公表及び通知				○		
38	第27条第3項(第28条第3項において準用する場合を含む。)の規定による勧告				○		
39	第27条第4項(第28条第3項において準用する場合を含む。)の規定による命令			○			
40	第28条第1項の規定による変更の届出				○		
41	第30条第1項の規定による工事の許可(当該許可に係る申請面積が5ヘクタール以上のものに限る。)			○			
42	第30条第1項の規定による工事の許可(当該許可に係る申請面積が5ヘクタール以上				○		

	のものに係るものを除く。)							
43	第30条第4項(第35条第3項において準用する場合を含む。)の規定による公表及び通知			○				
44	第34条第1項(第35条第3項において準用する場合を含む。)の規定による工事の協議(当該協議に係る申請面積が5ヘクタール以上のものに係るものに限る。)		○					
45	第34条第1項(第35条第3項において準用する場合を含む。)の規定による工事の協議(当該協議に係る申請面積が5ヘクタール以上のものに係るものを除く。)			○				
46	第35条第1項の規定による工事の計画の変更の許可(当該変更後の申請面積が5ヘクタール以上のものに係るものに限る。)		○					
47	第35条第1項の規定による工事の計画の変更の許可(当該許可に係る申請面積が5ヘクタール以上のものに係るものを除く。)			○				
48	第35条第2項の規定による軽微な変更の届出の受理			○				
49	第36条第1項の規定による工事完了の検査			○				
50	第36条第4項の規定による工事完了の確認			○				
51	第37条第1項の規定による工事の中間検査			○				
52	第38条第1項の規定による定期の報告の受理			○				
53	第39条第1項の規定による許可の取消し		○					
54	第39条第2項の規定による工事の施行の停止命令及び災害防止措置命令(第30条第1項の規定による許可を受けた工事に係るものに限る。55及び56において同じ。)		○					
55	第39条第3項の規定による土地の使用の禁止及び制限並びに災害防止措置命令		○					
56	第39条第4項の規定による工事の施行の停止命令及び作業の停止命令		○					

	57 第39条第5項(第42条第3項において準用する場合を含む。)の規定による災害防止措置及び公告(資源循環推進課の所掌に係るものを除く。58において同じ。)			○			
	58 第39条第6項(第42条第3項において準用する場合を含む。)の規定による費用の負担に係る措置			○			
	59 第40条第1項の規定による届出の受理			○			
	60 第40条第2項の規定による公表及び通知			○			
	61 第40条第3項の規定による届出の受理			○			
	62 第40条第4項の規定による届出の受理			○			
	63 第41条第2項の規定による勧告(第27条第1項の規定による届出をした工事及び第30条第1項の規定による許可を受けた工事に係るものに限る。64から66までにおいて同じ。)			○			
	64 第42条第1項及び第2項の規定による改善命令			○			
	65 第43条第1項の規定による立入検査			○			
	66 第44条の規定による報告の徴収					○	
	67 第45条第1項の規定による区域の指定			○			
	68 第45条第2項の規定による区域の指定の解除			○			
	69 第46条第2項の規定による勧告			○			
	70 第47条第1項及び第2項の規定による改善命令			○			
17 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)に基づく事務	1 第88条の規定による書面の交付					○	

別表第2 2本庁関係特定事項(8)県土整備部サ建築課の表中「建築課」を「建築営繕課」に改め、同表中1の項から7の項まで及び9の項から11の項までを削り、8の項を1の項とし、別表第2 2本庁関係特定事項(8)県土整備部ス用地課の表を別表第2 2本庁関係特定事項(8)県土整備部セ用地課の表とし、別表第2 2本庁関係特定事項(8)県土整備部シ住宅課の表3の項を次のように改める。

3 栃木県営住宅条例(平成9年栃木県条例第1号)に基づく事務	1 第3条の規定による公募の決定			○			
	2 第7条第1項の規定による入居者の決定			○			

3	第7条第4項の規定による入居補欠者の決定				○		
4	第10条の規定による入居決定の取消し				○		
5	第13条第3項及び第4項の規定による認定及び更正				○		
6	第14条から第16条までの規定による家賃の決定				○		
7	第19条（第24条第7項において準用する場合を含む。）の規定による家賃等の減免及び徴収猶予				○		
8	第20条第7項及び第8項の規定による承認				○		
9	第23条第1項及び第24条第1項の規定による通知				○		
10	第24条第2項、第29条第1項及び第30条第1項の規定による明渡し請求			○			
11	第24条第5項及び第6項の規定による損害賠償金の徴収及び明渡期限の延長				○		
12	第25条第1項の規定による許可				○		
13	第27条第2項の規定による県営住宅管理人の設置				○		
14	第28条第1項の規定による立入調査の実施及び指示				○		
15	第30条第3項及び第4項の規定による損害賠償金の請求				○		
16	第35条第1項の規定による意見の聴取						○

別表第2 2本庁関係特定事項(8)県土整備部シ住宅課の表5の項に次の1号を加える。

16	第72条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査				○		
----	--------------------------	--	--	--	---	--	--

別表第2 2本庁関係特定事項(8)県土整備部シ住宅課の表6の項に次の2号を加える。

6	第50条の規定による報告の徴収等				○		
7	第51条第1項の規定による立入検査				○		

別表第2 2本庁関係特定事項(8)県土整備部シ住宅課の表8の項に次の1号を加える。

8	第40条第1項の規定による報告の徴収等				○		
---	---------------------	--	--	--	---	--	--

別表第2 2本庁関係特定事項(8)県土整備部シ住宅課の表11の項第19号中「第52条」を「第52条第1項」に改め、同表13の項を次のように改める。

13 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）に基づく事務	1	第8条第5項の規定による通知				○	
	2	第15条の規定による報告の徴収等				○	
	3	第16条の規定による立入検査等				○	

	4 第17条の規定による指導、助言及び勧告				○		
	5 第18条の規定による是正命令				○		
	6 第19条第5項の規定による協議				○		

別表第2 2本庁関係特定事項(8)県土整備部シ住宅課の表を別表第2 2本庁関係特定事項(8)県土整備部ス住宅課の表とし、別表第2 2本庁関係特定事項(8)県土整備部サ建築営繕課の表の次に次の1表を加える。

シ 建築指導課

1 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく事務	1 第3条第1項第3号及び第4号の規定による指定及び認定				○		
	2 第6条第1項第3号の規定による指定			○			
	3 第6条の2第6項の規定による通知				○		
	4 第7条の6第1項第1号及び第18条第38項第1号の規定による認定				○		
	5 第7条の6第4項の規定による通知				○		
	6 第9条第1項並びに第10条第2項及び第3項の規定による措置命令				○		
	7 第10条第1項の規定による勧告				○		
	8 第11条第1項の規定による措置命令			○			
	9 第22条第1項の規定による指定			○			
	10 第42条第1項から第4項までの規定による指定及び認定				○		
	11 第43条第2項第1号の規定による認定				○		
	12 第43条第2項第2号の規定による許可				○		
	13 第44条第1項第2号から第4号までの規定による認定及び許可				○		
	14 第45条第1項の規定による私道の変更等の禁止及び制限				○		
	15 第46条第1項の規定による指定				○		
	16 第47条ただし書、第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書				○		

書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書及び第14項ただし書並びに第51条ただし書の規定による許可						
17 第52条第1項及び第2項の規定による指定及び容積率の決定				○		
18 第52条第6項第3号の規定による認定				○		
19 第52条第8項の規定による指定				○		
20 第52条第10項、第11項及び第14項の規定による許可				○		
21 第53条第1項第6号の規定による建ぺい率の決定				○		
22 第53条第4項及び第5項並びに第53条の2第1項第3号及び第4号の規定による許可				○		
23 第55条第2項の規定による認定				○		
24 第55条第3項及び第4項各号の規定による許可				○		
25 第56条第1項第2号の規定による指定				○		
26 第56条の2第1項ただし書の規定による許可				○		
27 第57条第1項の規定による認定				○		
28 第57条の2第3項の規定による指定				○		
29 第57条の3第2項の規定による指定の取消し				○		
30 第57条の4第1項ただし書の規定による許可				○		
31 第58条第2項の規定による許可				○		
32 第59条第1項第3号及び第4項並びに第59条の2第1項の規定による許可				○		
33 第60条の2第1項第3号の規定による許可				○		
34 第60条の3第1項第3号の規定による許可				○		
35 第67条第3項第2号、第5項第2号及び第9項第2号の規定による許可				○		
36 第68条第1項第2号、第2項第2号及び第3項第2号の規定による許可				○		
37 第68条第5項の規定による認定				○		

	38 第68条の3第1項から第3項まで及び第7項、第68条の4第1項、第68条の5の5第1項及び第2項並びに第68条の5の6の規定による認定				○		
	39 第68条の3第4項及び第68条の5の3第2項の規定による許可				○		
	40 第68条の7第1項の規定による指定				○		
	41 第68条の7第5項の規定による許可				○		
	42 第73条第1項、第74条第1項、第76条第1項及び第76条の3第2項の規定による認可			○			
	43 第84条第1項の規定による建築の制限			○			
	44 第85条第1項の規定による指定			○			
	45 第85条第4項及び第6項の規定による許可				○		
	46 第85条第5項の規定による期間の延長				○		
	47 第85条第7項の規定による許可				○		
	48 第86条第1項及び第2項、第86条の2第1項並びに第86条の5第2項の規定による認定及び認定の取消し				○		
	49 第86条第3項及び第4項、第86条の2第2項及び第3項並びに第86条の5第3項の規定による許可及び許可の取消し				○		
	50 第86条の6第2項の規定による認定				○		
	51 第86条の8第1項、第3項及び第6項の規定による認定及び認定の取消し				○		
	52 第86条の8第5項の規定による命令				○		
	53 第87条の3第4項及び第6項の規定による許可				○		
	54 第87条の3第5項の規定による期間の延長				○		
	55 第87条の3第7項の規定による許可				○		
2 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)に基づく事務	1 第131条の2の規定による指定及び認定				○		
	2 第137条の16第2号の規定による認定				○		

3 建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく事務	1 第4条第4項第3号及び第5項の規定による認定			○			
	2 第9条の規定による免許の取消し			○			
	3 第10条第1項の規定による免許の取消し等			○			
	4 第23条の3第1項の規定による登録			○			
	5 第23条の4第1項及び第2項の規定による登録の拒否			○			
	6 第23条の8第1項の規定による登録の抹消			○			
	7 第26条第1項及び第2項の規定による登録の取消し及び閉鎖命令			○			
4 租税特別措置法施行令に基づく事務	1 第25条の4第2項及び第17項の規定による認定			○			
5 栃木県都市計画区域以外の区域内の建築物に係る制限に関する条例（平成6年栃木県条例第2号）に基づく事務	1 第5条第3号の規定による許可			○			
	2 第6条第1項の規定による私道の変更等の禁止及び制限			○			
	3 第7条第3項、第9条第2項各号及び第11条第1項ただし書の規定による許可			○			
	4 第12条第1項の規定による認定			○			
	5 第13条の規定による許可			○			
	6 第14条第1項及び第3項の規定による認定			○			
	7 第16条の規定による許可			○			
6 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づく事務	1 第15条第1項の規定による命令			○			
	2 第15条第2項の規定による要請			○			
	3 第17条第3項（第18条第2項（第22条の2第5項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による認定			○			
	4 第21条（第22条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定による改善命令			○			
	5 第22条（第22条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定による認定の取消し			○			
	6 第22条の2第4項の規定による認定			○			
	7 第23条第1項の規定による認定			○			
	8 第53条第4項の規定による			○			

	報告の徴収						
7 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく事務	1 第8条第1項の規定による報告命令				○		
	2 第8条第2項の規定による公表				○		
	3 第8条第3項の規定による公告				○		
	4 第9条の規定による公表				○		
	5 第12条第1項の規定による指導及び助言				○		
	6 第12条第2項の規定による指示				○		
	7 第12条第3項の規定による公表				○		
	8 第13条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査				○		
	9 第15条第1項の規定による指導及び助言				○		
	10 第15条第2項の規定による指示				○		
	11 第15条第3項の規定による公表				○		
	12 第15条第4項の規定による報告の徴収及び立入検査				○		
	13 第16条第2項の規定による指導及び助言				○		
	14 第17条第1項及び第18条第1項の規定による認定				○		
	15 第19条の規定による報告の徴収				○		
	16 第20条の規定による改善命令				○		
	17 第21条の規定による認定の取消し				○		
	18 第22条第1項の規定による認定				○		
	19 第23条の規定による認定の取消し				○		
	20 第24条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査				○		
	21 第25条第1項の規定による認定				○		
	22 第27条第1項の規定による指導及び助言				○		
	23 第27条第2項の規定による指示				○		
	24 第27条第3項の規定による公表				○		
	25 第27条第4項の規定による報告の徴収及び立入検査				○		
8 都市再開発法に基づ	1 第7条の9第1項の規定に				○		

く事務	よる認可							
	2 第7条の20第1項の規定による認可			○				
	3 第11条第1項の規定による認可			○				
	4 第45条第4項の規定による認可			○				
	5 第60条第1項ただし書の規定による許可			○				
	6 第61条第1項の規定による許可			○				
	7 第66条第1項の規定による許可			○				
	8 第72条第1項の規定による認可			○				
	9 第124条の2第2項の規定による認可の取消し			○				
	10 第125条第4項の規定による認可の取消し			○				
9 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく事務	1 第10条第1項及び第2項の規定による届出の受理			○				
	2 第10条第3項の規定による措置命令			○				
	3 第14条の規定による助言又は勧告			○				
	4 第15条の規定による措置命令			○				
	5 第42条第1項の規定による報告の徴収			○				
	6 第43条第1項の規定による立入検査			○				
10 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）に基づく事務	1 第102条第2項及び第3項の規定による認定及び通知			○				
	2 第105条第1項の規定による許可			○				
11 栃木県ひとにやさしいまちづくり条例に基づく事務	1 第16条第1項及び第2項の規定による届出の受理			○				
	2 第17条の規定による指導等			○				
	3 第18条の規定による届出の受理			○				
	4 第19条の規定による検査			○				
	5 第21条の規定による適合証の交付			○				
12 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に基づく事務	1 第54条第1項の規定による認定			○				
	2 第54条第3項の規定による通知			○				
	3 第55条第2項の規定による変更認定			○				
	4 第56条の規定による報告の			○				

	徴収							
	5 第57条の規定による改善命令				○			
	6 第58条の規定による認定の取消し				○			
13 都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成24年栃木県規則第59号）に基づく事務	1 第3条の規定による通知（第6条において準用する場合を含む。）				○			
14 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく事務	1 第7条の規定による指導及び助言				○			
	2 第11条第1項及び第2項の規定による判定				○			
	3 第12条第2項及び第3項の規定による判定				○			
	4 第13条第1項の規定による命令				○			
	5 第13条第2項の規定による要請				○			
	6 第14条第1項の規定による委任			○				
	7 第15条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査				○			
	8 第30条第1項及び第3項（これらの規定を第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定及び通知				○			
	9 第32条の規定による報告の徴収				○			
	10 第33条の規定による命令				○			
	11 第34条の規定による認定の取消し				○			
15 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）に基づく事務	1 第13条の規定による証明書の交付				○			
16 栃木県建築基準条例（昭和57年栃木県条例第2号）に基づく事務	1 第7条第3号、第13条第5号、第14条第3項、第21条、第22条ただし書、第33条第2号及び第37条第3号の規定による認定				○			
17 浄化槽法に基づく事務	1 第5条第1項の規定による届出の受理（特定行政庁の事務に限る。3において同じ。）				○			
	2 第5条第3項の規定による命令				○			
	3 第5条第4項の規定による				○			

	通知								
18 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に基づく事務	1 第6条第1項の規定による認定						○		
	2 第6条第3項の規定による通知						○		
	3 第8条第1項並びに第9条第1項及び第3項の規定による変更の認定						○		
	4 第10条第1項の規定による承認						○		
	5 第12条第1項の規定による報告の徴収						○		
	6 第13条の規定による改善命令						○		
	7 第14条第1項の規定による認定の取消し						○		

別表第3 1 出先機関関係共通事項(2)県税事務所、自動車税事務所、衛生福祉大学校、環境管理事務所、森林管理事務所、林業センター、林業大学校、水産試験場、農業総合研究センター、農業大学校、家畜保健衛生所及び畜産酪農研究センターの表7の項第6号及び第7号を次のように改める。

6 職員の休日勤務の命令及び休日の代休日の指定				○					
(1) (2)以外のもの					○				
(2) 支所等の職員に係るもの							○		
7 職員の超過勤務及び宿日直勤務の命令				○					
(1) (2)以外のもの					○				
(2) 支所等の職員に係るもの							○		

別表第3 2 出先機関関係特定事項(4)保健福祉部ア健康福祉センターの表14の項に次の1号を加える。

7 第19条の22第4項の規定による小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施（健康増進課の所掌に係るものを除く。）	○								
--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3 2 出先機関関係特定事項(4)保健福祉部ア健康福祉センターの表19の項第3号中「及び生活困窮者家計改善支援事業」を「、生活困窮者家計改善支援事業及び生活困窮者居住支援事業」に改め、同項第4号を削り、同項第5号中「第7条第2項第2号」を「第7条第2項」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同表20の項に次の1号を加える。

7 第28条第2項の規定による指定難病要支援者証明事業の実施（健康増進課の所掌に係るものを除く。）	○								
---	---	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3 2 出先機関関係特定事項(4)保健福祉部ウ福祉事務所の表1の項を次のように改める。

1 生活保護法に基づく事務	1 第24条第1項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による申請による保護の開始の決定及び通知（3に掲げるものを除く。）					○	○		
	2 第24条第8項の規定による保護の開始の決定の通知					○	○		
	3 第24条第9項の規定による申請（医療扶助の現物給付に係るものに限る。）による保護の変					○			○

更の決定及び通知					
4 第25条第1項及び第2項の規定による職権による保護の開始及び変更の決定並びに通知		○	○		
5 第26条の規定による保護の停止及び廃止の決定並びに通知		○	○		
6 第27条の3第1項の規定による調整会議の組織		○	○		
7 第28条第1項の規定による報告の徴収、立入調査及び検診命令		○	○		
8 第28条第2項の規定による報告の徴収		○	○		
9 第28条第5項の規定による保護の開始及び変更の申請の却下並びに保護の変更、停止及び廃止		○	○		
10 第30条から第37条の2までの規定による保護の方法の決定		○	○		
11 第48条第4項の規定による届出の受理		○	○		
12 第55条の4第1項の規定による就労自立給付金の支給の決定		○	○		
13 第55条の5第1項の規定による進学・就職準備給付金の支給の決定		○	○		
14 第55条の6の規定による報告の徴収		○	○		
15 第55条の7第1項の規定による被保護者就労支援事業の実施		○	○		
16 第55条の10第1項の規定による事業の実施		○	○		
17 第55条の11の規定による通知等		○	○		
18 第62条第3項の規定による保護の変更、停止及び廃止		○	○		
19 第62条第4項の規定による弁明の機会の付与		○	○		
20 第63条の規定による保護費用の返還額の決定		○	○		
21 第76条第1項の規定による遺留金品の処分		○	○		
22 第76条の2の規定による損害賠償請求権の行使		○	○		
23 第77条第1項及び第2項の規定による扶養義務者からの保護費用の徴収及び家庭裁判所への申立		○	○		
24 第77条の2の規定による徴収金の徴収		○	○		
25 第78条第1項から第3項まで		○	○		

	の規定による徴収金の徴収						
26	第78条の2第1項及び第2項の規定による徴収金の徴収		○	○			
27	第80条の規定による保護金品の返還の免除		○	○			
28	第81条の規定による後見人の選任の請求		○	○			
29	第81条の4の規定による情報提供等		○			○	

別表第3 2 出先機関関係特定事項(4)保健福祉部エ保健所の表5の項第41号中「第27条から第30条まで、第32条及び第35条第1項」を「第26条の3第1項及び第3項、第26条の4第1項及び第3項、第27条から第30条まで、第32条並びに第35条第1項」に改め、同表37の項を次のように改める。

37 大麻草の栽培の規制に関する法律に基づく事務	1	第5条第1項の規定による免許		○	○			
	2	第6条第3項の規定による届出の受理		○				○
	3	第7条第1項の規定による名簿の登録及び免許証の交付		○	○			
	4	第7条第3項の規定による免許証の再交付		○				○
	5	第7条第4項の規定による返納免許証の受理		○				○
	6	第7条第5項の規定による返納免許証の受理		○				○
	7	第9条の規定による報告の受理		○				○
	8	第11条ただし書の規定による許可		○	○			
	9	第12条第1項の規定による届出の受理		○				○
	10	第12条第2項の規定による届出の受理		○				○
	11	第12条の2第1項の規定による届出の受理		○				○
	12	第12条の6第2項の規定による登録の抹消		○				○
	13	第12条の7第1項の規定による届出の受理		○				○
	14	第12条の7第2項の規定による免許の取消し		○				○
	15	第12条の7第3項の規定による届出の受理		○				○
	16	第12条の7第4項の規定による登録の抹消		○				○
	17	第12条の8第3項の規定による届出の受理		○				○
	18	第22条の3第1項の規定による報告の徴収、立入検査及び物件の収去		○				○

別表第3 2 出先機関関係特定事項(5)環境森林部ア環境森林事務所、環境管理事務所及び森林管理事務所の表1の項中第49号を第50号とし、第25号から第48号までを1号ずつ繰り下げ、第24号の次に次の1号を加え

る。

25 第12条第11項及び第12条の2 第12項の規定による公表		○				○	
-------------------------------------	--	---	--	--	--	---	--

別表第3 2 出先機関関係特定事項(5)環境森林部ア環境森林事務所、環境管理事務所及び森林管理事務所の表4の項を次のように改める。

4 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例に基づく事務	1 第8条第2項の規定による確認及び住民への情報提供		○			○	
	2 第8条第2項の規定による撤去命令及び措置命令		○	○			
	3 第10条第1項の規定による届出の受理		○			○	
	4 第10条第2項の規定による通知		○				○
	5 第11条第1項の規定による届出の受理		○			○	
	6 第11条第3項及び第16条の規定による届出の受理		○				○
	7 第16条第3号の規定による土壌の汚染のおそれがないことの認定		○			○	
	8 第17条第2項の規定による報告の受理		○				○
	9 第18条第1項及び第2項の規定による報告の受理		○				○
	10 第18条第1項ただし書及び第21条第2項ただし書の規定による水質検査又は地質検査を行う必要がないことの認定		○			○	
	11 第21条第1項の規定による届出の受理		○				○
	12 第21条第2項の規定による報告の受理		○			○	
	13 第25条の規定による措置命令		○	○			
	14 第25条の2の規定による公表		○	○			
	15 第28条第1項の規定による報告の徴収、立入検査等		○				○

別表第3 2 出先機関関係特定事項(5)環境森林部ア環境森林事務所、環境管理事務所及び森林管理事務所の表20の項第1号中「この項から39の項まで」を「この項から36の項まで及び42の項」に改め、同表中40の項を43の項とし、37の項から39の項までを3項ずつ繰り下げ、36の項を37の項とし、同項の次に次のように加える。

38 栃木県水と緑の南摩の里設置及び管理条例に基づく事務	1 第4条第1項及び第3項の規定による許可（栃木県水と緑の南摩の里森林体験エリアに係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。）		○	○			県西環境森林事務所に限る。
	2 第5条の規定による許可の取消し		○	○			県西環境森林事務所に限る。
39 栃木県水と緑の南摩の里設置及び管理条例	1 第2条の規定による利用期間及び利用時間の変更		○	○			県西環境森林事務所に限る。

行規則に基づく事務	2 第4条の規定による利用の停止		○	○					県西環境森林事務所に限る。
-----------	------------------	--	---	---	--	--	--	--	---------------

別表第3 2 出先機関関係特定事項(5)環境森林部ア環境森林事務所、環境管理事務所及び森林管理事務所の表中35の項を36の項とし、20の項から35の項までを1項ずつ繰り下げ、19の項の次に次のように加える。

20 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく事務	1 第20条第2項の規定による工事の施行の停止命令及び災害防止措置命令（都市政策課の所掌に係るものを除く。以下この項において同じ。）		○	○					
	2 第20条第3項の規定による土地の使用の禁止及び制限並びに災害防止措置命令		○	○					
	3 第20条第4項の規定による工事の施行の停止命令及び作業の停止命令		○	○					
	4 第22条第2項の規定による勧告		○				○		
	5 第23条第1項及び第2項の規定による改善命令		○	○					
	6 第24条第1項の規定による立入検査		○					○	
	7 第25条の規定による報告の徴取		○				○		
	8 第39条第2項の規定による工事の施行の停止命令及び災害防止措置命令		○	○					
	9 第39条第3項の規定による土地の使用の禁止及び制限並びに災害防止措置命令		○	○					
	10 第39条第4項の規定による工事の施行停止命令及び作業の停止命令		○	○					
	11 第41条第2項の規定による勧告		○				○		
	12 第42条第1項及び第2項の規定による改善命令		○	○					
	13 第43条第1項の規定による立入検査		○					○	
	14 第44条の規定による報告の徴収		○				○		

別表第3 2 出先機関関係特定事項(7)農政部ア農業振興事務所の表26の項第2号中「第68条第5項」を「第68条第6項」に改め、別表第3 2 出先機関関係特定事項(8)県土整備部ア土木事務所の表中15の項から24の項までを削り、25の項を15の項とし、26の項から29の項までを10項ずつ繰り上げ、同表30の項第1号中「宇都宮土木事務所、真岡土木事務所、栃木土木事務所及び大田原土木事務所に限る。」を削り、同項を同表20の項とし、同表31の項第1号中「宇都宮土木事務所、真岡土木事務所、栃木土木事務所及び大田原土木事務所に限る。」を「中小土木事務所にあつては、部長とする。」に改め、同項を同表21の項とし、同表中32の項を22の項とし、同項の次に次のように加える。

23 栃木県景観条例に基づく事務	1 第13条第1項及び第2項の規定による届出の受理		○			○			
	2 第15条第1項（第22条におい		○	○					

	て準用する場合を含む。)の規定による指導							
3	第15条第2項及び第3項(第22条において準用する場合を含む。)の規定による勧告		○	○				
4	第17条の規定による指導		○	○				
5	第20条第1項及び第2項の規定による届出の受理		○			○		

別表第3 2 出先機関関係特定事項(8) 県土整備部ア土木事務所の表中33の項を削り、34の項を24の項とし、35の項を25の項とし、36の項を削り、37の項を26の項とし、38の項及び39の項を削り、40の項を27の項とし、41の項を削り、42の項を28の項とし、43の項から47の項までを14項ずつ繰り上げ、33の項の次に次のように加える。

34	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく事務	1	第11条の規定による通知の受理		○	○			鹿沼土木事務所、日光土木事務所及び安足土木事務所を除く。
----	-----------------------------	---	-----------------	--	---	---	--	--	------------------------------

別表第3 2 出先機関関係特定事項(8) 県土整備部ア土木事務所の表中48の項及び49の項を削り、50の項を35の項とし、51の項から54の項までを15項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(人事課)